

外郭団体派遣人件費訴訟にかかる弁護士報酬請求事件について（報告）

1. 事件概要

事件名：弁護士報酬請求事件

原告：住民3名

被告：神戸市

内容：原告は、外郭団体派遣人件費住民訴訟（第1次訴訟）に勝訴したことから、地方自治法第242条の2第12項に基づき、本市に対して相当額の弁護士報酬として21,000千円の支払を求めるものである。

※外郭団体派遣人件費訴訟は第1次訴訟から第5次訴訟までであるが、本市の敗訴が確定したのは第1次訴訟のみ

2. 経緯

- ①平成18年4月5日 外郭団体（こうべ市民福祉振興協会、障害者スポーツ協会、地域医療振興財団）に派遣している職員の人件費相当額を、補助金・委託料として外郭団体に支出していることが、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」で定められた手続きによることなくされた脱法行為であるとして、外郭団体への不当利得返還請求、矢田前市長への損害賠償請求を求めて原告住民が提訴
- ②平成20年4月24日 神戸地裁にて本市敗訴
- ③平成21年1月20日 大阪高裁にて本市敗訴
- ④平成21年2月26日 市会において、派遣人件費補助金等にかかる不当利得返還請求権等の放棄等を規定した「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の改正案を可決・公布
- ⑤平成21年12月10日 最高裁にて神戸市敗訴（外郭団体等及び市長に対し約2.5億円の支払を命じた大阪高裁の判決が確定）
※大阪高裁判決までの事実に基づき判断されており（民事訴訟法第321条）、権利放棄は審理の対象になっていない。
- ⑥平成26年11月29日 原告住民らが本件弁護士報酬請求訴訟を提起
- ⑦平成28年3月2日 神戸地裁が本件訴訟の判決を言い渡す予定

3. 争点

先行する住民訴訟において、本市が得た経済的利益の有無や、弁護士が訴訟に要した労力の程度